

平成 18 年 6 月 8 日

株主各位

東京都千代田区一番町 21 番地
株式会社東京金融先物取引所
代表取締役社長 齋藤 次郎

第 2 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本取引所定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討くださいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日） 午前 10 時

2 場 所 東京都千代田区平河町 2-4-1
都市センターホテル 6 階 603 号室
TEL 03-3265-8211

(添付のご案内図をご覧ください)

3 株主総会の目的事項

報告事項

第 2 期（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）

営業報告書、貸借対照表（期末日現在）及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 2 期利益処分案承認の件

第 2 号議案 定款の一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」16～23 頁に記載のとおりであります。

第 3 号議案 取締役 2 名選任の件

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

以上

-
1. 会社法第 298 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本取引所は取締役会の決議を以ってこの度の総会に出席することができない株主が書面を以って議決権を行使することができる旨を定めています。
 2. ご出欠の確認のため、別紙 1 の出欠届に必要な事項をご記入の上、平成 18 年 6 月 19 日（月）までに FAX にてご返送下さい。
 3. ご出席の場合は、お手数ながら別紙 2 の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、ご出席いただけない場合は、別紙 2 の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会開催日の前日（平成 18 年 6 月 22 日（木））までに本取引所に到着するようご返送下さい。

営業報告書

(平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

平成 17 年度の日本経済は、企業の生産や輸出が堅調に推移し、個人消費においても緩やかな増加傾向を辿るなど、景気回復持続の動きとなりました。

一方、短期金融市場におきましては、平成 13 年 3 月導入された量的金融緩和政策の解除に向けた議論が活発化し、金利は、小幅な値動きのなか、上昇トレンドを示しました。

また、平成 17 年 7 月 1 日には、改正金融先物取引法の施行に対応して、取引所為替証拠金取引（くりっく 365）を、新たに上場しました。こうした中、平成 17 年度の取引数量は、1 日平均で、ユーロ円 3 ヶ月金利先物が 61,040 枚、取引所為替証拠金取引が、22,914 枚となり、全商品取引数量では、前年度比 146%増の 19,465,081 枚となりました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

<営業収益について>

基本手数料は、37 百万円となりました。

定率手数料は、ユーロ円 3 ヶ月金利先物の取引数量が 1 日平均約 6 万 1 千枚と前年度実績の 1 日平均の約 3 万 1 千枚を大幅に上回ったこと及び取引所為替証拠金取引の新規上場により、37 億 30 百万円となりました。

システム設備関係収入は、35 百万円となりました。

資格取得料等は、新規資格取得等により 48 百万円となりました。

情報提供料は、2 億 55 百万円となりました。

以上の結果、営業収益は、41 億 6 百万円となりました。

<営業費用について>

営業費用は、経常経費の節減に努め 30 億 71 百万円となりました。

(営業費用の内訳)

(単位：千円)

区分	平成 17 年度
営業費用	
人件費	601,562
販売費	221,662
施設関係費	2,000,449
事務運営費	248,189
営業費用計	3,071,863

以上の結果、営業利益は、10億34百万円となりました。

営業外収益は主に預金および国債での運用収益等で59百万円となり、これらの結果、経常利益は10億93百万円、特別損失として過年度の償却費等3億17百万円を計上し、当期純利益は、7億72百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額9億82百万円であり、主に取引所為替証拠金取引のシステム開発に伴う設備投資等を行いました。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区分	平成16年度(第1期)	平成17年度(第2期)
営業収益	2,000,695	4,106,296
営業損益	△152,993	1,034,432
経常損益	△103,423	1,093,866
当期純損益	△107,223	772,263
1株当たり当期純損益	△159円77銭	859円62銭
総資産(注)	24,604,830	57,391,513
純資産	11,947,376	12,719,639

(注) 総資産には、取引参加者および清算参加者から取引証拠金、信託金、清算預託金として現金で預託されたものが含まれております。なお、当該現金で預託されたものは負債と両建てで計上しており、その額は、43,397,010千円です。

一方、取引参加者および清算参加者から取引証拠金、信託金、清算預託金として預託された有価証券につきましては、総資産の額には含まれておりません。なお、その額は68,237,507千円(時価)となっております。

(5) 対処すべき課題

本取引所は、「景気回復などの一般的経営環境の変化を展望し、取引数量の増大に的確に対応できる体制整備(有能な人材の確保、安定的取引確保のための万全なシステムの整備など)を行い、公的インフラとして内外の信任を得つつ、一層の基幹商品の取引拡大を図る」を平成18年度の基本方針としています。

これに基づく、具体的方策は次のとおりです。

①収益基盤の強化

- ・「ユーロ円短期金利先物」の取引数量の増加を見込み、市場ニーズに的確に対応する。
- ・「くりっく365」の投資家のニーズに応えるための所要の方策を講じ、取引口座数および取引数量拡大を図る。

②公正で効率的な業務遂行

- ・メリハリある経費支出を継続する。
- ・的確なガバナンスに基づく内部統制の充実を図り、公的インフラとしての社会的信用を確保する。
- ・自主規制機関としての役割を確実に遂行し、公正かつ透明な市場運営を継続する。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

本取引所は、金融先物取引法第2条第6項に規定される金融先物取引所として、金融先物取引法第2条第3項に規定される金融先物市場を開設し、公益及び投資者の保護に資するため、取引所金融先物取引が公正、円滑に行われることを旨として運営しております。

また、自主規制機関として市場の公正性、透明性を高め、投資者の信頼を確保するため、不公正取引の監視と未然防止に努めるとともに、相場の公表及び取引所金融先物取引の公正の確保に係る業務を行っております。

さらに、金融先物取引法第2条第15項に規定される金融先物清算機関として、本取引所で行われた金融先物取引について、金融先物取引法第2条第14項に規定される金融先物債務引受業を行っております。

なお、本取引所の開設する取引所金融先物取引における売買等の対象及び取引参加者数は、次のとおりであります。

本取引所上場商品

ユーロ円3ヵ月金利先物取引および同オプション取引
円金利スワップ先物取引（5年・10年）
取引所為替証拠金取引

注：ユーロ円LIBOR3ヵ月金利先物取引と米ドル・日本円通貨先物取引並びに
休止しておりましたユーロドル3ヵ月金利先物とユーロ円1年金利先物
は、平成17年12月20日上場廃止しています。

本取引所取引参加者数等

- ・ユーロ円先物および円金利スワップ先物取引参加者54社（うち、金利先物等清算参加者46社）
 - ・為替証拠金取引参加者（為替証拠金清算参加者）14社
- なお、このうちマーケットメイカーは3社

(2) 主要な営業所

本店 東京都千代田区一番町 21 番地

(3) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数

普通株式 3,400,000 株

優先株式 310,000 株

②発行済株式の総数

普通株式 862,750 株

優先株式 306,180 株 (利益配当率 年 1%、累積型、非参加型)

③株主数

72 名

(4) 大株主の状況

株主名	本取引所への出資状況			
	普通株式持株数	議決権比率	優先株式持株数	議決権比率
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	43,130 株	4.99%	145,860 株	-
株式会社三井住友銀行	43,060	4.99	67,600	-
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	41,320	4.79	-	-
大和証券エスエムビーシー株式会社	30,660	3.55	-	-
みずほ証券株式会社(注)	26,860	3.11	3,800	-
住友信託銀行株式会社	20,660	2.39	-	-
信金中央金庫	20,660	2.39	-	-
農林中央金庫	20,660	2.39	-	-
株式会社横浜銀行	20,660	2.39	-	-
株式会社千葉銀行	17,660	2.05	-	-
株式会社福岡銀行	17,660	2.05	-	-
株式会社みずほ銀行	16,200	1.88	44,460	-
株式会社みずほコーポレート銀行	16,200	1.88	44,460	-
株式会社静岡銀行	15,660	1.82	-	-
株式会社常陽銀行	15,660	1.82	-	-

(注) みずほ証券株式会社は株式会社みずほコーポレート銀行の子会社であります。

※ 本取引所の大株主への出資はありません。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

該当事項はありません。

(6) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(7) 従業員の状況

区分	従業員数（当期首比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男性	44名（+5名）	35歳 8ヵ月	5年 10ヵ月
女性	10名（△1名）	32歳 1ヵ月	8年 10ヵ月
合計（又は平均）	54名（+4名）	35歳 0ヵ月	6年 4ヵ月

（上記は、出向社員、契約・嘱託社員および派遣契約社員計6名を含んでおりません。）

(8) 企業結合の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(10) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役社長	齋藤 次郎	
代表取締役専務	太田 省三	総務部、市場営業部市場グループ、コンプライアンス室
常務取締役	村上 堯	業務部、市場営業部営業グループ、考査室
取締役	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
取締役	上野 徹郎	株式会社みずほ銀行常務執行役員
取締役	佐々木 宗平	株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
取締役	高橋 基	大和証券エスエムビー株式会社執行役員企画担当
常勤監査役	早川 淑男	
監査役	開発 光治	三菱UFJ信託銀行株式会社専務取締役
監査役	境 米夫	みずほ証券株式会社取締役副社長

(注1) 貝塚 啓明氏、上野 徹郎氏、佐々木 宗平氏、高橋 基氏の4名は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

(注2) 開発 光治氏、境 米夫氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注3) 取締役の就退任

【就任】

平成17年6月24日開催の定時株主総会において、上野 徹郎氏、佐々木 宗平氏、高橋 基氏が新たに選任され取締役に就任しました。

【退任】

木本 泰行氏、佐々木 敏夫氏、鈴木 俊一氏は、平成17年6月24日開催の定時株主総会終結の時を以って退任しました。

(11) 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区分	取締役		監査役		合計		摘要
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	4名	81,800千円	1名	16,000千円	5名	97,800千円	(注1) (注2) (注3)
計		81,800千円		16,000千円		97,800千円	

(注1) 取締役の報酬は商法第269条第1項第1号に該当するものであり、平成16年2月20日開催の会員制法人東京金融先物取引所臨時総会決議により、年額100百万円以内と決議されております。

(注2) 監査役の報酬は商法第279条第1項に該当するものであり、平成16年2月20日開催の会員制法人東京金融先物取引所臨時総会決議により、年額30百万円以内と決議されております。

(注3) 当期中の役員賞与および退職慰労金の支払はありません。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(本営業報告書中の記載金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。)

平成17年度貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	3,582,255	I 流動負債	621,894
現金及び預金	2,770,125	営業未払金	132,176
営業未収入金	793,170	未払金	277,666
未収入金	9,706	未払法人税等	24,465
前渡金	181	未払消費税等	61,106
前払費用	9,156	前受金	73,528
その他の流動資産	2,276	預り金	4,162
貸倒引当金	△2,363	賞与引当金	48,641
		その他の流動負債	147
II 固定資産	53,809,258	II 固定負債	44,049,979
1 有形固定資産	262,530	長期未払金	411,053
建物附属設備	96,407	役員退職慰労引当金	148,840
器具及び備品	166,123	退職給付引当金	93,076
2 無形固定資産	2,499,535	取引参加者預り金	43,397,010
ソフトウェア	2,493,399	取引証拠金	40,523,654
その他	6,136	信認金	384,000
3 投資その他の資産	7,650,182	清算預託金	2,489,355
投資有価証券	7,514,757		
差入保証金	133,981	負債合計	44,671,873
長期貸付金	1,447	(資本の部)	
貸倒引当金	△4	I 資本金	5,844,650
4 取引参加者預り資産	43,397,010	II 資本剰余金	6,045,950
取引証拠金預金	40,523,654	資本準備金	6,045,950
信認金預金	384,000	III 利益剰余金	829,039
清算預託金預金	2,489,355	任意積立金	164,000
		違約損失積立金	164,000
		当期未処分利益	665,039
		資本合計	12,719,639
資産合計	57,391,513	負債及び資本合計	57,391,513

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

平成17年度損益計算書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:千円)

科 目		金 額
経常損益の部	営業収益	4,106,296
	基本手数料	37,450
	定率手数料	3,730,133
	システム設備関係収入	35,000
	資格取得料等	48,000
	情報提供料	255,712
	営業費用	3,071,863
	販売費及び一般管理費	3,071,863
	営業利益	1,034,432
	営業外損益の部	営業外収益
受取利息		40,940
解約手数料		15,000
雑収入		3,839
営業外費用		346
雑損失	346	
経常利益		1,093,866
特別損益の部	特別利益	-
	特別損失	317,802
	過年度コンピュータ関係費	127,470
	過年度ソフトウェア償却費	190,332
税引前当期純利益		776,063
法人税、住民税及び事業税		3,800
当期純利益		772,263
前期繰越損失		107,223
当期未処分利益		665,039

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産 定額法を採用しています。

②無形固定資産 自社利用ソフトウェア・・・社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しています。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額の100%を計上しています。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたします。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 180,784 千円

(2) 取引参加者預り資産及び取引参加者預り金

本取引所では、取引参加者および清算参加者の債務不履行により本取引所および委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者および清算参加者より取引証拠金、信託金及び清算預託金（清算預託金は清算参加者のみ）の預託を受け、他の資産と区分して管理しており、貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示しております。

(3) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない充当有価証券の時価は以下のとおりであります。

取引証拠金充当有価証券	58,511,443 千円
信託金充当有価証券	1,025,746 千円
清算預託金充当有価証券	8,700,317 千円

上記の充当有価証券は、金融先物取引の契約不履行の発生時において処分権を有するものであります。

(4) システムに係る停止条件付債務

現行システム稼働後において以下の事象が発生した場合に、一時的な追加費用の支払いが発生する契約となっています。ただし、現状および平成 18 年度の見通し(※)では以下の事象発生の可能性が少ないことから、貸借対照表に債務計上を実施していません。

平成 23 年までの暦年ベースで、年間取引数量が 5 千万枚を超えた場合

・ LIFFE に対して 434,000 千円

※ 平成 17 年度の月間最多取引数量	平成 18 年 3 月	3,006 千枚
平成 17 年度の年間取引数量		15,585 千枚
平成 18 年度予算案の年間取引数量見込み		16,506 千枚

4. 損益計算書に関する注記

1 株当たり当期純利益 859 円 62 銭

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	665,039,733
これを次のとおり処分します。	
利 益 処 分 額	190,648,500
優 先 株 式 配 当 金 (1株につき100円00銭)	61,236,000
普 通 株 式 配 当 金 (1株につき150円00銭)	129,412,500
次 期 繰 越 利 益	474,391,233

優先株式配当金（61,236,000円）は、前期に配当を延期した金額 30,618,000円を含んでおります。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

株式会社 東京金融先物取引所
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 仙波 春雄 (印)
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岡崎 芳雄 (印)

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社東京金融先物取引所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与及び株主との通例的でない取引に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1)会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2)営業報告書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3)利益処分案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4)附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5)取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与及び株主との通例的でない取引についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月8日

株式会社東京金融先物取引所 監査役会

監査役(常勤) 早川淑男 ㊟

監査役 開発光治 ㊟

監査役 境 米夫 ㊟

(注)監査役 開発光治、監査役 境 米夫は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

株式会社東京金融先物取引所

定時株主総会 ご案内図



株式会社東京金融先物取引所 定時株主総会 開催場所

都市センターホテル 6階 603号室

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-1

TEL (代表) 03-3265-8211

〈照会先〉株式会社東京金融先物取引所

総務部管理室 03-3514-2402